

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年12月8日(金)午後3時00分

場所 市役所別館 駐輪場8階会議室

農業委員49名

1番 福永 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中8名が欠席)

5番 藪田 英明	20番 園田 操	23番 竹原 孝昭
28番 榊永 築	35番 北口 和皇	40番 村上 正春
45番 山下 知文	48番 山田 博幸	

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開催いたします。

 本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数49名中41名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

 それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、本日は大変年末のお忙しい中に総会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

 また、12月に入りましてから寒い日が続いております。特に健康に注意されましていただきたいと思います。

 それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請となっておりますので、総会の審議がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をよろしく申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

 それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には18番の志柿茂喜委員と19番の村上智弘委員を、書記に事務局の林田比呂主任主事を指名いたします。よろしく申し上げます。

 本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請を初め追加議案を含めて全7件でございます。

 議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 すみません、本日も訂正がありますのでよろしくをお願いいたします。

 まず議案書の目次のほうからお願いいたします。1枚開いていただきまして、目次の第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、こちら今27件になっておりますけれども、2件取下げがあっておりますので、25と訂正方申し上げます。第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、27を25と。これに伴いまして、合計数がただいま187というふうにしております。こちらを185と訂正方

お願いいたします。

続きまして、個別のものに入っていきます。1ページをお開きください。1ページの4番と5番ですけれども、こちらそれぞれ取下げになっておりますので、斜線等で対応方お願いいたします。ページ1ページの4番と5番、こちら斜線等で取下げになっておりますので、対応方お願いします。

続きまして、5ページになります。5ページの25番と26番、申請理由なんですけれども、新規就農、字のほうがちよっと間違っております。規模とかの規、夫に見るという字ですね、新規就農ということで、こちら規の字を訂正お願いします。25番と26番になります。

続きまして、ページが6ページになります。6ページの4番ですけれども、土地の表示がただいま12㎡と表記しております。こちらが1㎡変わっております、13㎡と訂正お願いします。ページ6ページの4番の土地の表示欄、12㎡を13㎡と訂正方お願いします。

続きまして、11ページになります。ほ場関係になります。19番、こちらの土地の表示なんですけれども、ただいま南区会富町字松ノ本255-1、畑341と表記しております。こちらを320と訂正方お願いいたします。これに伴いまして、合計数が830を809と訂正をお願いいたします。

続きまして、12ページの25番ですけれども、こちらの農地区分ですね、ただいま1種農地と表示しております。こちら2種農地と、ページ12ページ、25番の農地区分ですけれども、2種農地と訂正お願いいたします。

それと、第4号議案ですけれども、第4号議案、15ページから発生しているかと思えます。こちらは今お手元に別途こちらお配りしておりますものに全て差し替えを、少しずつ訂正があつていきますので、全てこちらの4号議案については別途お配りしているもので対応したいと思えますので、よろしくお願いいたします。

訂正については以上です。

議 長

それでは、初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、25件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条の規定基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

1 6 番委員です。

1 番、2 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番の譲受人は、東区画図東 1 丁目にお住まいの専業農家で、遺贈により農地の所有権を移転する申請です。申請地には水稻を作付されます。

2 番の譲受人は、東区健軍本町にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため、農地の所有権を移転する申請です。申請地には麦、大豆を作付されます。

以上、1 番、2 番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1 番、2 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3 番お願いします。

6 番 西富大二郎委員

6 番委員、西富です。

3 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3 番の譲受人は、東区山ノ神 1 丁目にお住まいの兼業農家で、子へ贈与のための農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は麦、大豆を作付されます。

以上、3 番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

10番 三原 勉委員

10番委員、三原です。

6番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付けされる計画です。

7番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはキャベツを作付けされる計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻、キャベツを作付けされる計画です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には露地野菜を作付けされる計画です。

以上4件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議の方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4番、5番は取下げでございまして、ただいま6番、7番、8番、9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、10番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

10番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番及び11番は関連で、経営拡張のための所有権移転の許可申

請です。譲受人は露地野菜を作付けされており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上2件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、許可申請は妥当であるということの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、10番、11番について地元委員より報告がありましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻とキュウリを作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、許可は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、12番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

13番と14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻

と柿を作付けており、許可後は水稻をつくられる計画です。

14番は、新規就農のための所有権移転の申請です。譲受人は先日地区委員会に出席を願い、営農計画等について聞き取り調査を行い、計画どおり意欲的に農業に従事することを確認しております。申請地には水稻をつくられる計画です。

以上2件について、先日地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、13番から14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、15番ですが、申請人議席番号が14番の山口委員とご本人になっております。よって、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。山口委員には15番の審議終了まで議場から退室していただきます。よろしく申し上げます。

　　それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

49番 一木文雄委員

49番委員。

15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻と大豆を作付しておられ、許可後は水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でございました、ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、15番について地元委員報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、山口委員、入室をお願いいたします。
続きまして、16番。

9番 西川秀文委員

9番委員です。

16番から19番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は、スイカ、キュウリ、水稻をつくられる専業農家で、許可後は果樹をつくられる計画です。

17番は、代替地取得のため所有権移転をされる申請です。申請人は、スイカ、メロン、水稻をつくられる専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

18番、19番は関連で、代替地取得のため所有権移転をされる申請です。申請人は、スイカ、ナス、水稻をつくられる専業農家で、許可後はスイカをつくられる計画です。

以上、4件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。審議のほう、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、16番から17、18、19番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、20番申し上げます。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口でございます。

20番から27番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番から23番は関連でございます。一般法人の新規就農のための賃貸借による権利設定申請でございます。申請人は新規に一般法人を立ち上げ、農業を通じて軽度の身障者の就労の機会を創設しようとするものでございます。許可後はニンニクを作付けされる予定です。

先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等を聞き取りいたしました
が、問題がないことを確認いたしております。

24番は兄弟間の贈与のための所有権移転申請です。申請人は、水
稲とスイカを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付けされる予
定でございます。

25番と26番は関連でございます。申請は新規就農のための賃貸
借による権利設定申請でございます。許可後は、水稲とミニトマトを
作付けされる予定です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画
等を聞き取りいただきましたが、何ら問題がないことを確認いたしてお
ります。

27番は経営拡張のための所有権移転による権利設定です。申請人
は、水稲とスイカを生産する専業農家で、許可後はカボチャを作付さ
れる予定でございます。

以上8件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項
各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。
ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　　ただいま、20番から27番について地元委員よりご報告がござい
ましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、
6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に
照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1番は、共同住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接
する10ha未満の区域にある第2種農地です。土地利用計画は、申
請地周辺は住環境の整った地区であり、アパートの需要が見込まれる
ため、共同住宅2階建て2棟、8世帯、駐車場13台分などを整備さ
れる計画で、転用面積としては適正なもの判断をいたしました。資

金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年12月25日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。

2番は、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、申請地周辺は既存集落、商業店舗、事務所などが近接し、宅地化が進んでおります。今回の計画は近隣の事業所2社より従業員駐車場不足により要望が出され、貸駐車場80台を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年4月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番と2番につきまして地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

- 議 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、宅地拡張のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、宅地を拡張し庭として利用するもので、転用面積としては適正なものと判断されます。既に宅地化済で資金の必要はなく、排水計画、

隣接同意、被害防除については問題ありません。ただ、生前に夫が無断で転用してしまい、このことについて今後このようなことがないようにする旨の顛末書が提出されております。

以上、1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、建売住宅建設に伴う道路後退部分にかかる公衆用道路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可要件の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、議案書11ページの19番の農地法第5条と同時申請の農地とあわせた822㎡の事業面積のうち、道路の後退分の13㎡で、妥当な面積と思われます。隣接農地の同意、排水計画、被害防除とも問題ありません。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件の面、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくご意見をいたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、5番。

11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、貸駐車場のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目あわせて総事業面積243㎡、転用面積56㎡で、6台分の駐車場の計画で、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、許可を得ないでこれまで駐車場として使用したことについて、始末書の提出がっております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、6番。

3番 牧野正治委員

3番、牧野です。

6番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、農家住宅建設のための転用申請です。申請人は、去年の地震で被災し、大規模半壊となり再建が困難なため、また現在の建物の北側の山林が土砂災害警戒区域に指定され、県からも住居移転を勧められております。既存の農業倉庫は使用可能なため、将来その隣接に再建することを計画されたのであります。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可であります。集落に接続して設置されるものについては、不許可の例外に該当いたします。土地利用計画は、建築面積97.

47㎡の農家住宅と作業場、駐車場などで、転用面積としては適正な

面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われ
ます。事業計画、資金計画、排水同意等もそろっております。工事期
間は、平成30年8月31日までの予定されており、許可後速やかに
着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基
準の面から検討しました結果、転用基準を満たしていると協議いたし
ました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この
件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、
33件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基
準を照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。
それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番から6番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報
告いたします。

1番は、個人が共有にて農地の所有権を移転し、個人住宅へ転用す
る申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水
道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設が
ある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地は幹線道路
から近く、住環境も整っていることから、個人住宅1棟、建築面積1
21.31㎡を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判
断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防
除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれ
はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区
域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了
は平成30年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに
転用されることを確認しております。

2番から6番は関連で、建築工事業などを営む法人が、農地の所有
権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha未満

の小集団の生産性の低い区域内にあり、第2種農地と判断をされます。土地利用計画は、申請地11筆、計3,195㎡のほか地目1,360㎡をあわせた総事業面積4,555㎡に建売住宅14棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年5月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。

以上、1番から6番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、地元委員より1番から6番について報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、2番、6番については3,000㎡を超えますので申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。続きまして、7番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

7番、8番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

7番、8番は関連で、土木建築工事業などを営む法人が、農地に賃貸借権を設定し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、賃借人は近年近隣にて土木建築工事の受注が増加しており、申請地に砕石、路盤材の仮置場を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年1

月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、7番、8番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、7番、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

9番から12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、電気工事業を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内的の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの教育施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、近接する賃借法人の社員駐車場が不足しているため、社員駐車場10台分として整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺の農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年1月15日までの予定で、許可後目的どおり速やかに転用されることを確認しております。なお、譲渡人より荒廃防止のため許可前に土砂を入れ境界にブロックを敷設していることに対し反省されている旨の顛末書が添付されております。

10番は、宅地建物取引業を営む法人が、農地の所有権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地は幹線道路から近く、住宅需要の高いことから、申請地に建売住宅8棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等につい

ては問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成30年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

11番は、自動車の販売、修理業などを営む法人が、農地の所有権を移転し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受人は、申請地近くにて自動車整備工場を経営しており、自宅を兼ねている現在の工場が手狭となっており、今回の申請地と隣接するほか地目674㎡をあわせた総事業面積920㎡に駐車場16台分を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年12月30日までの予定で許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

12番は、個人が農地の所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受人は現在借家に住んでおり、住環境が整った申請地に個人住宅1棟、建築面積97.71㎡を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれもあります。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成30年11月30日までの予定で、許可後目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、9番から12番につきまして、地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、9番から12番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、13番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

13番は、建築工事業を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し、事務所及び駐車場へ一時転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地の第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するときの行うものであって、当該申請目的を達成するその上で当該申請地を供することが必要であると認められたものであり、不許可の例外該当します。土地利用計画は、賃借予定の法人は現在白川河川敷き激甚災害特別緊急工事などを行っており、申請地に工事車両など駐車場9台分、および現場事務所1棟などを整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年12月28日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。一時転用期間は、許可日より平成30年7月31日までの予定です。

以上、13番について先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしておるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま、13番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、住宅の建築並びに販売等を営む法人が、建売住宅及び公

衆用道路へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道に公共の上下水道が埋設され、近隣500m以内には教育施設や医療施設があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅1棟の建築及び公衆用道路の整備で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成30年1月10日から平成30年12月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議の方、よろしく願いします。

議 長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

15番、16番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番、16番は関連で、農家住宅及び農業用倉庫への転用申請です。申請者は、水稻をつくられる兼業農家で、さきの熊本地震により住宅敷地が地盤沈下し、家屋が全壊となり、早急に住宅建設が必要となりました。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て農家住宅1棟、89㎡、農業用倉庫11㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、平成30年1月初旬より12月末までの1年間を予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地

の区分から見た立地基準、転用許可後の実績など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、15番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

17番から19番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

17番は、所有権移転による建売住宅及び公衆用道路建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、1,358㎡に個人住宅6棟及び公衆用道路建設で、妥当な面積とと思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年3月1日から平成30年6月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

18番は、所有権移転による建売住宅及び公衆用道路建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅1棟と公衆用道路で妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成30年3月1日から平成30年6月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

19番は、所有権移転による建売住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に隣接して設置さ

れるものに該当し、不許可要件の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、農地法第4条の同時申請分とあわせた事業面積822㎡に建売住宅2棟で妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年3月1日から平成30年6月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、17番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

20番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

20番は、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、建売住宅4棟の計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成30年2月1日から平成30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたしま

す。

議長 　　ただいま、20番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番

。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、夫婦間での使用貸借権を設定し、農業用倉庫建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、トラクター、コンバイン等の農業用機械を収納する農業用倉庫及び車置場、旋回スペースで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、一部を転用許可なしに車置場として使用してきたことの顛末書の提出がっております。工事期間は、平成29年12月10日から平成30年1月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、21番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

11番 山田明文委員

11番委員、山田です。

22番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、所有権移転による農家住宅建替えのための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目とあわせて総事業面積866.21㎡で、転用面積65㎡に建築面積164.53㎡の農家住宅で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、当該地は昭和45年ごろに土地を交換し、宅地の一部として使用しており、始末書の提出がっております。工事期間は、平成30年1月10日から平成30年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されると確認しています。

23番は、賃借権設定による資材置場に一時転用するための許可申請です。一時転用の許可の期間は、平成29年12月9日から平成30年6月30日までです。賃借人は、隣接地でJA熊本うき富合城南広域カントリーの建設工事を行っている法人で、工事に伴う資材置場として選定したものです。農地区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他一時的な利用に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、カントリー建設用資材置場で、一時転用面積1,172㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年12月9日から平成29年12月15日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。また、一時転用期間終了後は農地に戻す旨確認しています。

24番は、所有権移転による資材置場のための転用許可申請です。譲受人は、宇城市区域を中心に建築業を営んでいますが、震災後は熊本市区域からの受注も多く、事業の拡大を図っており、当該地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、材木置場、車両置場、重機置場で妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、許可を得ないで使用してきたことを深く反省し、始末書の提出がっております。工事期間は、許可日から平成30年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

25番は、所有権移転による個人住宅建築のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面

積74.52㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成30年2月1日から平成30年10月15日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、22番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

9番 西川秀文委員

9番委員です。

26番から27番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

26番は、申請人が所有権移転を行って、資材置場及び駐車場にし、申請人が属する造園会社に貸すための転用申請です。農地区分は、周囲に農地はなく、生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されず。土地利用計画は、石材、造園資材置場、駐車場10台分、作業スペースを計画され、転用面積としては適当と思われます。しかし、現状約20年前より所有者から借り受けて家庭菜園や造園業などの樹木置場として農地に復元できることを想定して利用してきましたが、隣接する白川の水害にたびたび遭い、農地としての意識が薄れ、資材置場や駐車場として使用されるようになり、無断転用してしまったことを深く反省する趣旨の顛末書が添付されております。隣接には農地はありません。申請地は現状のまま利用されております。土地代金に伴う資産証明書は添付されています。

27番は、申請人経営の店舗が被災したため、所有権移転により店舗を建築するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原

則不許可ですが、集落に居住する者の業務に必要な施設を集落に接続して転用する場合は不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、木造平屋建ての店舗1棟、駐車場3台分を計画されており、転用面積は妥当なものと判断されます。給水は上水道に接続し、汚水雑排水は合併浄化槽を通じ市道の側溝に接続されております。雨水は地下浸透させ、オーバー分は市道側溝に接続される計画です。隣地農地とは調整が済んでいます。周辺の被害防止などの問題はないものと思われまます。資金証明書など必要書類は添付されています。工期は、許可後から平成30年8月6日までを計画されています。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域の土地で、事前協議中です。

以上、2件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断されております。審議のほう、よろしく願いいたします。以上です。

議長 長 　　ただいま、26番から27番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、28番。

3番 牧野正治委員

3番委員、牧野です。

28番から33番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請であります。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て、建築面積104.34㎡を建築される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われまます。事業計画、資金証明、排水同意もそろっており、工事期間は、平成30年10月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

29番は、持ち分2分の1所有権移転による進入路建設のための転用申請であります。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団

の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、幅員4.5m、延長22m、転用面積99㎡の進入路を建設予定に、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成30年6月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

30番は、所有権移転による貸資材置き場建設のための転用申請であります。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、土木仮設工事用塩ビ管置場、敷き鉄板置き場、側溝部材置き場等と通路などを設置される予定で、転用面積としては適当と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配もないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成30年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

31番と32番は関連です。賃貸借により太陽光発電設備のための転用申請であります。農地区分は、市街化傾向が著しい区域内にある農地で、300m以内に区役所があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、31番は1筆942㎡、32番は2,042㎡のうち一部転用144㎡で、事業計画面積1,087㎡で、太陽光発電パネル220枚、発電出力59.85kwと、外周フェンス等を設置予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、九電の負担金通知、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成30年6月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

33番、使用貸借権設定による太陽光発電設備建設のための転用申請であります。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、555㎡のうち、一部転用91.08㎡に太陽光発電パネル56枚、10kWを設置予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、九電の負担金通知、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成30年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、6件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしているとの協議に至りました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、28番から33番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　別途先ほど差し替えということでお渡ししております、そちらの冊子のほうをごらんください。

　　まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（9号）について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細26ページの1番から17ページの8番までの合計8件で、1番から6番までが公社からの売り渡し、7番から8番までが公社による買い取りです。面積は、8件合わせまして、田2万8,027㎡、畑2,069㎡の、合計2万5,096㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細27ページの9番から25ページの25番までで、貸手26名、借手15名の件数17件です。契約期間別では、6年未満が12件、10年以上が5件で、面積は17件合わせまして、田3万5,645㎡、畑4,086㎡の、合計3万9,731㎡です。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容としましては水稻、露地野菜、麦、果樹、施設野菜です。

　　次に、再設定分です。明細25ページの26番から60ページの118番までです。貸手87名、借手69名の件数93件です。契約期間別では6年未満57件、6年以上10年未満が1件、10年以上が35件で、面積は93件合わせまして、田29万3,718㎡、畑6万2,840㎡の合計35万6,558㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容としましては水稻、露地野菜、施設野菜、大豆、飼料作物、果樹、畑作物、麦です。

　　続きまして、第5号議案です。すみません、5号議案については元の冊子のほうにお戻りください。

　　61ページをごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規

設定になります。明細62ページの1番から2番までで、貸手2件、件数2件です。契約期間別では、10年以上が2件で、面積は2件合わせまして、田6,119㎡、合計6,119㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容としましては水稲です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、3件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

1番、2番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、納税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。土地の表示、証明の期間等は審議に記載されているとおりです。願出人はこれらの農地について、花、露地野菜を作付けされており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。

2番は、納税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。願出人はこれらの農地については、京

菜、タマネギを作付されており、引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、3番。

9番 西川秀文委員

9番委員。

3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、願出人より申請があった7筆の農地について現地調査を行い、申請人が適正に耕作していることを地元農業委員が確認し、地区委員会では証明することを何ら問題ないことを協議しました。

審議のほう、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
　　続きまして、追加議案でございます。

議事録計画変更承認申請です。地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、地元委員より説明をお願いいたします。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、平成29年11月10日開催の総会において許可と協議し

た結果でしたが、その後土地の所有者が共有でなかったことが判明し、今回申請されたものです。先日の地区委員会で現地調査を行い、検討しましたところ、計画に変更はやむを得ないとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり処理することに決定いたします。続きまして、第5議案、報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　すみません、議案書の黄色の冊子をお願いします。1番から10番までの報告事項が上がっております。合計86件と件数が上がっております。
報告事項については以上です。

議 長 　　次に、次第その他ですが、本日は何もありません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件についても、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。
よって本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時17分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年12月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 志 柿 茂 喜

署名委員 村 上 智 弘

書 記 林 田 比 呂